

名古屋市教員組合支部女性部準則一部改正について

改正前	適用	改正後
第2条 支部女性部に次の機関をおく。 ① 支部女性部委員会 ② 女性養護部会 ③ 支部女性部役員会	修正	第2条 支部女性部に次の機関をおく。 ① 支部女性部委員会 ② 支部女性部役員会
第3条 支部女性部委員会は支部女性部長が必要と認めたとき、または、名教組本部から要請のあったとき支部女性部長が招集する。 2 支部女性部委員会は、<u>分会女性部代表及び支部養護部代表</u>で構成し、次のことを処理する。 ① 支部女性部活動の決定 ② 名教組本部から指示された事項 ③ 分会代表者から与えられた事項 ④ 支部養護部会に関する事項 ⑤ その他	修正	第3条 支部女性部委員会は支部女性部長が必要と認めたとき、または、名教組本部から要請のあったとき支部女性部長が招集する。 2 支部女性部委員会は、分会女性部代表で構成し、次のことを処理する。 ① 支部女性部活動の決定 ② 名教組本部から指示された事項 ③ 分会代表者から与えられた事項 ④ その他
<u>第4条 支部養護部会は、支部養護教員に関する事項を処理するため支部内の養護教諭をもって構成する。</u> <u>2 支部養護部会には代表1名、副代表1名をおく。</u> <u>3 正副代表は、支部女性部長が指名し支部女性部委員会の承認の上、決定する。</u>	削除	第4条 支部養護部準則へ移設
第5条 2 ② 支部女性部委員会及び養護部会に提出する議案の作成	削除	第5条 2 ② 支部女性部委員会に提出する議案の作成
附則 この準則は<u>平成14年3月13日</u>から施工する。	修正	附則 この準則は<u>令和4年3月11日</u>から施工する。